

建築確認を受けた方へ

平成21年10月1日現在

建築物の新設及び増改築により、水道工事を行うときは、事前に和光市水道部へ申請書を提出し、承認を受けて施工してください。承認を受けずに水道工事を施工した場合は、給水停止や配管のやり直し等をしていただくこととなりますので特に注意してください。

なお、水道部への申請書及び水道工事は、別紙の指定給水装置工事事業者に、また、工事を発注される場合は、指定給水装置工事事業者であるかの確認をしてください。

水道加入金に伴う負担金概要

1 水道利用加入金 (1 給水装置の場合) (給水条例第5条関係)

メーター口径	加入金			メーター口径	加入金		
	加入金	税抜価格	消費税相当額		加入金	税抜価格	消費税相当額
φ13mm	99,999円	95,238円	4,761円	φ50mm	1,999,999円	1,904,761円	95,238円
φ20mm	149,999円	142,857円	7,142円	φ75mm	3,999,999円	3,809,523円	190,476円
φ25mm	199,999円	190,476円	9,523円	φ100mm	7,999,999円	7,619,047円	380,952円
φ40mm	999,999円	952,380円	47,619円	φ150mm	15,999,999円	15,238,095円	761,904円

※ 加入金には、消費税相当額(5%)が含まれております。2個以上の場合は、税抜価格に給水装置の個数を乗じて、小計を算出し、小計額に消費税相当額(5%)を乗じて加えた額が加入金となります。

2 配水管工事負担金 (給水条例第6条関係)

開 発 区 分	負 担 区 分
15個以上の水道メーターを新設する建築物の新築・増築・改築及び移転工事。1年以内に水道メーターを増設し、合計15個に達したときも含む。	1量水器につき加入金相当額

既に管網が整備されている地域で、次に該当する場合はこれを免除する。

- 調整区域内において、駐車場、資材置場等に使用すべく、水栓1本のみ申請の場合。
(ただし、前記目的以外に使用せず、蛇口の数も増やさない旨の誓約書が提出された場合)

加入金及び配水管工事負担金の計算例 (参考)

30戸のマンション

使用量水器

	個数	税抜価格	小計
各部屋 φ20mm	30個	142,857円	4,285,710円
共用栓 φ13mm	1個	95,238円	95,238円
親メーター φ40mm	1個	0円	0円

	税抜き合計額	消費税相当額
税抜き合計額に5%を乗じて加算する	4,380,948円	219,047円

加入金合計額	4,599,995円
配水管工事負担金は、加入金と同額のため	4,599,995円
	となります。

3 手数料 1申請につき 2,000円

(注) 以上の負担金は和光市給水条例等の変更により金額が変わることがあります。

※ 水道法第25条の4の規定により、給水装置主任技術者を解任した場合は、遅滞なく解任届出書を提出してください。また、同法施行規則第21条の規定により、給水装置主任技術者が欠けるに至った場合は、2週間以内に選任届出書を提出してください。

※ 水道法第25条の7及び同法施行規則第34条の規定により、工事事業者の氏名・名称・住所・法人の代表者・役員及び免状の交付番号が変更になった場合は、30日以内に届出書に費用用書類を整えて提出してください。届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は指定取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先

和光市水道部施設課

電話 048-463-2153